公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１８１号
岡山県倉敷市羽島60番地１
債務者　三宅　啓子
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本由美子
４　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
神奈川県秦野市渋沢３丁目38番４号
債務者　石田　聖子（旧姓安藤）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白川　秀信
４　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１９号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の126
債務者　安部　政博
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
４　破産債権の届出期間　平成23年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３２４号
愛媛県松山市木屋町４丁目139番地
債務者　松原　克行
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
４　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第９７７号
京都市下京区中堂寺壬生川町17番地10、前住所京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川Ⅲ番館1001号
債務者　山根　美恵
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日下部和弘
４　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
奈良市南紀寺町１丁目234番地の１　サテライトミーホＢ202号
債務者　野村　育子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深水　麻里
４　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後１時15分
６　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３３７号
奈良県桜井市大字出雲1196番地の１、住民票上の住所奈良県桜井市大字出雲1250番地
債務者　山口　　進
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　和弘
４　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５９号
名古屋市緑区左京山2310番地の１　メゾン左京山103号
債務者　鶴　一二三
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
４　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前11時45分
６　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８号
鹿児島県大島郡天城町大字岡前1243番地１、旧住所鹿児島県大島郡天城町大字岡前1248番地１
債務者　山本リツ子（旧姓木脇）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺田有美子
４　破産債権の届出期間　平成23年８月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３３７号
和歌山市島26番地の75
債務者　田中被服こと　田中　利文
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　栄治
４　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午前10時５分
６　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７２号
愛知県知多市朝倉町67番地　朝倉１番館201
債務者　長坂　弘之
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村瀬　憲士
４　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午後１時35分
６　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１４号
奈良県大和郡山市西田中町393番地２
債務者　桑田　眞紀
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤次　芳枝
４　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午後２時15分
６　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬524番地
債務者　古川　峰記
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥村　高史
４　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３０２号
長崎県長崎市矢の平２丁目４番11号
債務者　林田サダ子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下健太郎
４　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係